

**三重県地域医療支援センター  
キャリア形成プログラム**

令和2年3月改訂

三重県地域医療支援センター

# 目 次

## ■はじめに

- 1 策定趣旨
- 2 適用対象者
- 3 プログラム期間等
- 4 勤務する医療機関
- 5 医師少数区域等での勤務
- 6 コースの選択
- 7 勤務計画について
- 8 勤務計画の提出
- 9 キャリア形成プログラムの中斷
- 10 大学講座への所属
- 11 学位の取得
- 12 適用対象者の身分等
- 13 管理・運営体制
- 14 相談・問い合わせ

◇別 冊 専門研修プログラム別ローテーションモデル（例）

◇別紙1 知事が認める医療機関一覧

◇別紙2 医師少数区域等

◇別紙3 キャリア形成プログラムに基づく勤務計画書（様式）

参考資料 医師少数区域等（3群の医療機関）での常勤・非常勤一覧表  
(専門研修プログラム別)

## ■ はじめに

三重県は、人口 10 万人あたり医師数が全国平均を下回っており、医師の確保が課題となっています。このため、医学部における地域枠の設定や医師修学資金貸与制度など医師確保対策を総合的に進めてきた結果、県内医療機関で勤務する医師数は、着実に増えてきましたが、医師の偏在解消には至っていません。

県では、平成 30 年 7 月の医療法改正を受けて、地域における医療提供体制の整備を図るため、平成 31 年 2 月に、県内の医療関係者等による「三重県地域医療対策協議会」を設置しました。また、令和元年度中には「三重県医師確保計画」を策定し、医師の地域偏在等の解消に向けた取組を進めていくこととしています。

このような動きに合わせ、三重県地域医療支援センターでは、平成 25 年に策定した「三重専門医研修プログラム」を新たに「三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム」として改訂しました。

今後、三重県医師修学資金貸与制度や医学部の地域枠制度の拡充により、多くの若手医師が県内での勤務を行います。三重県地域医療支援センターは、キャリア形成プログラムに基づき、若手医師が、キャリア形成に不安を持つことなく、地域の医療機関と中核病院をローテーションしながら専門医を取得できるようなキャリア形成支援と、地域貢献の両立が図れるよう、三重県の地域医療を担う皆さんを支援してまいります。

## ■1 策定趣旨

医療法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、三重県医師修学資金（以下、「修学資金」という。）の貸与を受けた医師や地域枠制度により医学部に入学し卒業した医師等について、円滑な地域貢献と医師の能力開発・向上を両立させるため、三重県地域医療支援センター（以下、「支援センター」という。）において、キャリア形成プログラムを策定します。

## ■2 適用対象者

このキャリア形成プログラムは、次に掲げる医師に対し適用します。

（令和2年度に卒後3年目になる医師から適用）

（1）三重大学医学部を次の選抜区分により入学し、三重県医師修学資金の貸与を受けた医師

- ① 地域枠A
- ② 地域枠B
- ③ 地域医療枠

（2）三重県医師修学資金の貸与を受けた医師（（1）の者を除く。）（※）

（※）9年間コース選択者

（3）自治医科大学医学部を卒業した医師（令和元年度入学者から適用）

（4）その他、本キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

## ■3 プログラム期間等

キャリア形成プログラムは、卒後9年間のキャリア形成を定めたもので、このうち、卒後3年目以降に医師少数区域等での地域貢献を行います。

キャリア形成プログラム（9年間）													
臨床研修 (2年間)  県内の基幹型臨床研修病院で研修	後述のコースに基づき県内の医療機関で勤務 (7年間)  【医師少数区域等での勤務期間】 <table border="1"><tbody><tr><td>(1) ①地域枠A</td><td>1年以上</td></tr><tr><td>②地域枠B</td><td>2年以上※</td></tr><tr><td>③地域医療枠</td><td>1年以上</td></tr><tr><td>(2) 修学資金貸与者 (地域枠以外)</td><td>1年以上</td></tr><tr><td>(3) 自治医大</td><td>別途定めます</td></tr><tr><td>(4) その他</td><td>1年以上</td></tr></tbody></table>	(1) ①地域枠A	1年以上	②地域枠B	2年以上※	③地域医療枠	1年以上	(2) 修学資金貸与者 (地域枠以外)	1年以上	(3) 自治医大	別途定めます	(4) その他	1年以上
(1) ①地域枠A	1年以上												
②地域枠B	2年以上※												
③地域医療枠	1年以上												
(2) 修学資金貸与者 (地域枠以外)	1年以上												
(3) 自治医大	別途定めます												
(4) その他	1年以上												
※地域枠Bの医師少数区域等の勤務は原則、推薦地域で行います。													

## ■4 勤務する医療機関

勤務対象の県内医療機関は、各専門研修プログラムで指定される機関（別冊参照）及び知事が認める機関（別紙1参照）とします。

## ■5 医師少数区域等での勤務

### （1）勤務の取扱い

医師少数区域等での勤務は、三重県医師確保計画で設定する医師少数区域及び医師少数スポットにある医療機関（別紙2参照）において、**常勤での勤務を原則**とします。

別冊モデル例においては、非常勤勤務での地域貢献のみのモデルとなっているプログラムがあります。そのようなプログラムを専攻する際には、専門研修初期の段階で、医師少数区域等において、一定期間、内科、総合診療科などにおいて、常勤の勤務を行うことを求めます（別冊P20 臨床検査、P27 リハビリテーション科のモデル例を参照）。ただし、経過措置として、令和3年度以降の研修において適用します。<sup>1</sup>

なお、地域・診療科の特性や家庭の事情等により常勤の勤務が難しい場合は、非常勤での勤務を、地域医療対策協議会で協議、決定します。

### （2）勤務先の選定について

医師少数区域等の勤務先の選定については、医師少数区域を最優先とし、次いで医師少数スポット（地域枠B推薦地域）、医師少数スポット（その他の地域）の順に調整を行うものとします（別紙2参照）。

地域枠B医師については、推薦地域を最優先するものとします。

### （3）非常勤勤務の考え方

地域医療対策協議会の協議の結果、非常勤勤務による地域貢献を認めることとなった場合は、週1回の勤務を4年行うことで、常勤1年とみなします。週2回の場合は、常勤2年とみなします。

なお、1回とは、日勤、夜間当直、日直のことをいいます。

<sup>1</sup> 令和2年度に専門研修を開始する医師を含め、それよりも以前に専門研修を開始した医師については、すでに専門性の高い研修が行われていることの背景をふまえ、常勤での勤務を原則としつつ、専門診療科における非常勤勤務での地域貢献も可能とします。

## ■6 コースの選択

- 原則として専門医の資格の取得を目指して、次の3コースのいずれかを選択します。

### A:三重大学医学部附属病院専門研修コース

- ・三重大学医学部附属病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。
- ・17領域の中から専門研修プログラムを選択。
- ・三重大学医学部の地域枠A・B・地域医療枠の医師は、原則として本コースを選択するものとします。

### B:三重県内基幹病院専門研修コース

- ・三重県内の基幹病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。
- ・5病院9専門研修プログラムの中から選択。

### C:三重県へき地医療支援コース

- ・自治医科大学卒業生を対象としたコース。

- 規模別・地域別等の種別に応じて以下のようないくつかの医療機関群を設定し、種々の医療機関で勤務するものとします。

- 1群：専門研修プログラムの基幹施設
- 2群：地域の中核病院等
- 3群：医師少区域等の医療機関

※各専門研修プログラム別のローテーションモデル（例）は別冊を参照。

## ■7 勤務計画について

適用対象者が翌年度に勤務する医療機関は、支援センターにおいて次の手順で調整します。

- (1) 適用対象者及び専門研修プログラム責任者と、勤務先・勤務期間を検討
  - \*一つの医療機関での勤務期間は3か月以上を原則とします。
  - \*医師少数地域等の勤務については、県が実施する医師需要調査等を踏まえて勤務先を検討。
- (2) 適用対象者全体の翌年度の勤務計画案を策定
- (3) 医師派遣検討部会及び三重県地域医療対策協議会で協議
- (4) 協議が整った内容について、個人情報の保護を図った上で、医療機関で勤務する人数等を公表

なお、医師少数区域等における非常勤勤務にあたっては、これを医師少数区域等の勤務期間（■3参照）とみなすかどうかについて、地域医療対策協議会で協議が必要となります。

## ■8 勤務計画の提出

適用対象者は、3のプログラム期間における勤務が終了するまで、年1回、指定日までにプログラム期間の勤務計画を支援センターに提出してください。（別紙3の様式）

## ■9 キャリア形成プログラムの中断

次の事由によりキャリア形成プログラムを履行できない期間がある場合は、プログラムの中止を願い出ることができます。

なお、中断に当たっては、事前に三重県医師修学資金貸与制度の規定に基づく手続きや、専門研修プログラム責任者との協議、大学との協議（地域枠制度により医学部に入学し卒業した医師）が必要です。

- (1) 疾病、災害、育児等による休職、休業等
- (2) 専門知識の習得を目的とする県外研修、留学等（原則2年以内で知事が認めた場合）

## ■10 大学講座への所属

- (1) 大学講座への所属については、特に制限はありません。
- (2) 勤務先医療機関の選定に当たっては、プログラム適用対象者が所属する大学講座の系列病院に限定するものではありません。

## ■11 学位の取得

大学院への進学（学位の取得）については、可能とします。

なお、キャリア形成プログラムでは、1年間に200日以上の臨床医としての勤務が必要です。

(上記日数に満たない見込みのあるときは、9のキャリア形成プログラムの中止手続きが必要です)

## ■12 適用対象者の身分等

- (1) 雇用契約は、プログラム適用対象者と勤務先医療機関との間で調整するものとします。
- (2) 勤務先医療機関の就業規則等に基づき勤務します。

## ■13 管理・運営体制

- (1) キャリア形成プログラムは、支援センターが作成・改訂し、毎年度見直しを行います。
- (2) 適用対象者に関する研修先、勤務先等の情報は、支援センターにおいて一元的に管理します。
- (3) 支援センターは、専門研修プログラムを受ける適用対象者について、適宜、専門研修プログラム責任者との情報共有を図ります。

## ■14 相談・問い合わせ

本プログラムに関する相談対応については、三重県地域医療支援センターにおいて行います。(令和2年4月より、次のとおり県の組織名称及びメールアドレスが変更となります)

### ◇三重県地域医療支援センター

#### ※令和2年3月末までの相談・問い合わせ先

(三重県医療保健部地域医療推進課内)

電話：059-224-2326 FAX：059-224-2340  
Eメール：[chiiryo@pref.mie.lg.jp](mailto:chiiryo@pref.mie.lg.jp)

#### ※令和2年4月以降の相談・問い合わせ先

(三重県医療保健部医療介護人材課内)

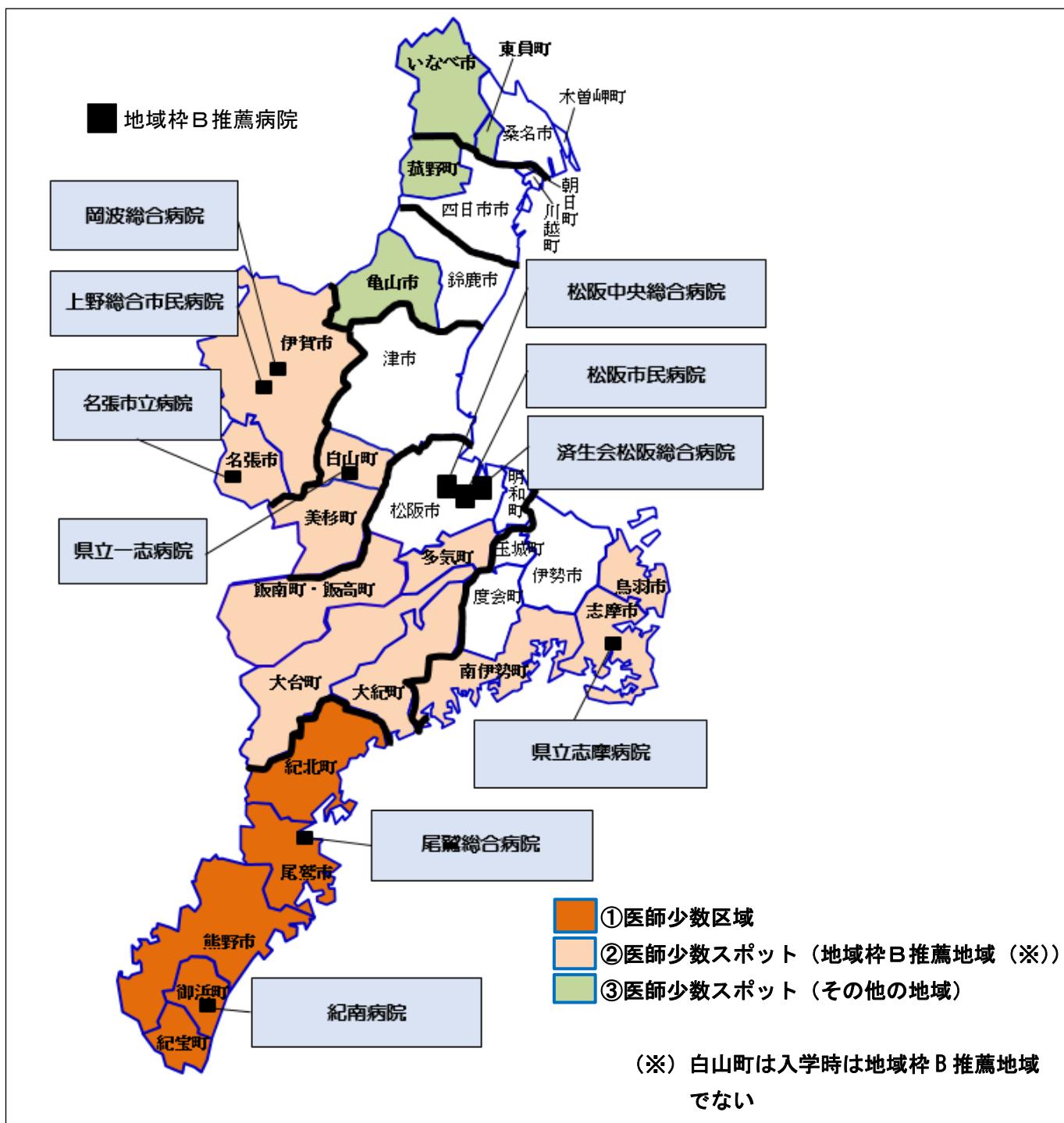
電話：059-224-2326 FAX：059-224-2340  
Eメール：[iryokai@pref.mie.lg.jp](mailto:iryokai@pref.mie.lg.jp)

### ◇三重県地域医療支援センター一分室

(三重大学医学部附属病院内)

電話：059-231-5529 FAX：059-231-5114  
Eメール：[iryousien-t@clin.medic.mie-u.ac.jp](mailto:iryousien-t@clin.medic.mie-u.ac.jp)





### ○ 医師少数区域等（市町名）

#### ①医師少数区域

- ・紀北町 ・尾鷲市 ・熊野市 ・御浜町 ・紀宝町

#### ②医師少数スポット（地域枠B推薦地域）

- ・津市（白山町（※）、美杉町） ・伊賀市 ・名張市
- ・松阪市（飯南町、飯高町） ・多気町 ・大台町 ・大紀町
- ・鳥羽市 ・志摩市 ・南伊勢町

（※）入学時は地域枠B推薦地域でない

#### ③医師少数スポット（その他の地域）

- ・いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

## 別紙3

年　月　日

### 三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づく勤務計画書

のことについて、下記のとおり届け出ます。

氏名（フリガナ）

住 所		
自宅電話番号		
携帯電話番号		
メールアドレス		
大学卒業年月		
臨床研修病院		
キャリア形成プログラムのコース		
専門研修プログラム		
大 学 講 座	所属 [名称 : ]	／ 未所属
勤務経歴（臨床研修病院は記入不要）		
年度		
今年度の勤務計画		
＊期間、施設名、常勤・非常勤（非常勤の場合は週何回か）等を記載		

医師少数区域等（3群の医療機関）での常勤・非常勤一覧表（専門研修プログラム別）

参考資料

	別冊 頁	地域枠A・地域医療枠・一般枠			地域枠B				別冊 頁			
		常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤	常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤			常勤のみ	非常勤のみ	常勤+非常勤
<b>■三重大学医学部附属病院</b>												
1 内科 モデルI	1	○	-	-	○	-	-					
モデルII	2	○ (専門研修後)	-	-	○ (専門研修後)	-	-					
モデルIII	3	-	-	○	-	-	○					
2 小児科 モデルI	4	○	-	-	○	-	-					
モデルII	5	○ (専門研修後)	-	-	○ (専門研修後)	-	-					
3 皮膚科	6	-	○	-	○ (専門研修後)	○	-					
4 精神科	7	○	-	-	○	-	○					
5 外科 モデルI	8	○	-	-	○	-	-					
モデルII	9	-	-	○	-	-	○					
6 整形外科	10	○	△ (専門研修後)	-	○	-	△ (専門研修後)					
7 産婦人科	11	-	○	-	-	○	-					
8 眼科	12	○	-	-	○	-	-					
9 耳鼻咽喉科	13	-	○	-	-	○	-					
10 泌尿器科	14	○ (専門研修後)	-	-	○ (専門研修後)	-	-					
11 脳神経外科	15	○	○	-	○	-	○					
12 放射線科	17	○	-	-	○	-	-					
13 麻酔科	18	-	○	-	-	○	-					
14 病理	19	-	○	-	-	○	-					
15 臨床検査	20	○ (専門研修前)	-	-	○ (専門研修前)	-	-					
16 救急科 モデルI	21	○	-	-	○	-	-					
モデルII	22	○ (専門研修後)	-	-	○ (専門研修後)	-	-					
17 総合診療科	23	○	-	-	○	-	-					

△・・・常勤勤務が行えない場合に非常勤となる場合があるもの